資料７-３

**ほう素等の排水基準に係る経過措置について（答申の概要）**

**１　経緯**

**３　暫定排水基準の案** 適用業種数：13業種　⇒　11業種

・大阪府では、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）により法対象事業場に対し、大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）により条例対象事業場に対し、それぞれカドミウム等の有害物質に係る排水基準（一般排水基準）を定めている。

〔ほう素等３項目に係る省令及び条例に基づく一般排水基準〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | | | 排 水 基 準 | | （参考）  環境基準 |
| 法対象事業場 | 条例対象事業場 |
| 省令⇒上乗せ条例 | 生活環境保全条例 |
| ほう素及び  その化合物 | 海域以外に  排出されるもの | 上水道水源地域 | 10mg/L ⇒ 1mg/L | 1 mg/L | 1 mg/L  （海域には適用しない） |
| その他の地域 | 10mg/L | 10 mg/L |
| 海域に排出されるもの | | 230mg/L ⇒ 10mg/L | 10 mg/L |
| ふっ素及び  その化合物 | 海域以外に  排出されるもの | 上水道水源地域 | 8mg/L ⇒ 0.8mg/L | 0.8 mg/L | 0.8 mg/L  （海域には適用しない） |
| その他の地域 | 8mg/L | 8 mg/L |
| 海域に排出されるもの | | 15mg/L | 15 mg/L |
| ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、  亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | | 上水道水源地域 | 100mg/L ⇒ 10mg/L | 10 mg/L | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L |
| その他の地域  （海域を含む） | 100mg/L | 100 mg/L |

・有害物質のうち、ほう素、ふっ素、アンモニア等については、一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対し、水質汚濁防止法及び両条例に基づく経過措置として暫定排水基準を定めている。この暫定排水基準については、法については平成13年７月に、条例については平成14年４月に適用開始され、これまで３年ごとに見直しが行われてきた。

・法に基づく暫定排水基準については、令和元年７月1日に見直され、適用期限は令和４年６月30日までの３年間とされている。

・両条例の暫定排水基準は、令和２年３月31日をもって適用期限を迎えることから、令和元年10月28日に「ほう素等の排水基準に係る経過措置について」諮問を受け、水質部会において、府域の公共用水域におけるほう素等の検出状況や事業場の排水実態等を踏まえ、２回にわたり審議を行った。

２の基本的な考え方、令和元年7月に見直された法の暫定排水基準、府域の事業場の排水実態等を踏まえて検討を行った結果、暫定排水基準の案は次に示すとおりとすることが適当である。

**○ 法対象事業場**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 上乗せ条例に基づく現行の暫定排水基準 | | 見直し案（※２) | 対応する  基本的な  考え方 |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) |
| 上水道水源地域 | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし | （１） |
| アンモニア等(※１) | 畜産農業 | 600 | 500 |
| 下水道業 | 20 | 変更なし |
| し尿処分業（化学処理を行うもの） | 30 | 廃止(10) |
| 上水道水源地域以外の地域(海域含む) | ふっ素 | 旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし | （２） |
| 電気めっき業（日平均排水量が30m3以上50m3未満のもの） | 15 | 変更なし |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 変更なし | （３） |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 40 | 廃止(10) |
| うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの） | 140 | 廃止(10) |
| 貴金属製造・再生業 | 40 | 廃止(10) |
| 金属鉱業 | 100 | 変更なし |
| 電気めっき業 | 30 | 変更なし |
| 旅館業（温泉を利用するもの） | 500 | 変更なし |
| 下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの） | 50 | 変更なし |

**○ 生活環境保全条例対象事業場**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排水先 | 項目 | 生活環境保全条例に基づく現行の暫定排水基準 | | 見直し案（※２) | 対応する  基本的な  考え方 |
| 業種区分 | (mg/L) | (mg/L) |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域以外 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 変更なし | （４） |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 40 | 廃止(10) |
| うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの） | 140 | 廃止(10) |
| 貴金属製造・再生業 | 40 | 廃止(10) |
| ふっ素 | ほうろう鉄器製造業 | 12 | 変更なし |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 12 | 廃止(８) |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 160 | 120 |
| 畜産農業 | 600 | 500 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 700 | 600 |
| モリブデン化合物製造業 | 1,500 | 1,400 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650 | 変更なし |
| 貴金属製造・再生業 | 2,900 | 2,800 |
| 上水道水源地域以外の地域のうち海域 | ほう素 | ほうろう鉄器製造業 | 40 | 変更なし |
| うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの） | 40 | 廃止(10) |
| うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの） | 140 | 廃止(10) |
| 貴金属製造・再生業 | 40 | 廃止(10) |
| アンモニア等 | 酸化コバルト製造業 | 160 | 120 |
| 畜産農業 | 600 | 500 |
| ジルコニウム化合物製造業 | 700 | 600 |
| モリブデン化合物製造業 | 1,500 | 1,400 |
| バナジウム化合物製造業 | 1,650 | 変更なし |
| 貴金属製造・再生業 | 2,900 | 2,800 |

（※１）アンモニア等：アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物のこと。（以下同じ）

（※２）廃止後は( )内に記載の一般排水基準を適用

**○ 適用期間　令和2年4月1日～令和5年3月31日（３年間）※周知期間は設定しない。**

**２　検討にあたっての基本的な考え方**

1. 上水道水源地域に排出水を排出する法対象事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止する。

➜ 上乗せ排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しては、令和元年７月に見直された法の暫定排水基準を踏まえつつ、暫定排水基準を引き続き適用する。また、上水道水源地域は、取水実態を踏まえて必要な見直しを行う。

1. 上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排出水を排出する日平均排水量30㎥以上50㎥未満の法対象事業場に対する、ふっ素に係る暫定排水基準については、日平均排水量50㎥以上の法の暫定排水基準を適用する。
2. 海域に排出水を排出する法対象事業場に対する、ほう素に係る暫定排水基準については、公共用水域の水質の保全の観点から、上水道水源地域以外の地域に適用する基準と同様の基準を適用する。
3. 生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の暫定排水基準を適用する。

（５）暫定排水基準の一定の適用期間を設定する。

**４　上水道水源地域の見直しの案**

基本的な考え方の（１）に基づき検討した結果、現行14地域中、うち１地域は水源種別が伏流水から地下水に変更されたため、うち２地域は取水が停止されたため、それぞれ上水道水源地域から削除し、見直し後の上水道水源地域は11地域とすることが適当。

**５　パブリックコメント、答申**

・「ほう素等の排水基準に係る経過措置（案）」に対する府民意見について令和元年11月21日から12月20日まで募集したところ、３件の意見が提出されたが、本部会としては、本案の修正は必要ないと判断した。

・経過措置の案は、３、４のとおりとすることが適当であるとして、令和２年１月17日に知事に答申した。